

どうしたらいいの??

な っ と く ! !

相談無料

働き方改革等個別相談会

新型コロナウイルス感染症による 雇用調整助成金等のご相談も!

『働き方改革関連法』が昨年4月より順次施行され、中小企業・小規模事業者も対象となっています。個別相談なので、あなたの事業所に即した具体的な相談が受けられます。

〈相談内容(例)・・・〉

- 補助金・助成金制度の活用・・・コロナ対応による雇用調整助成金等活用
- 働き方改革で何から手をつけたらよいかわからない
- 働き方改革関連方への対応
- 給与体系・賃金制度(評価制度)
- 有給休暇の取得義務化への対応
- 同一労働同一賃金
- 高齢者活用、女性の活動推進
- 生産性向上(業務効率化・IT活用)・・・コロナ対応によるリモートワーク活用 等

【開催日】 令和2年6月26日(金)
【会場】 軽米町商工会館 2F
【相談料】 無料
【相談員】 岩手県社会保険労務士会の社会保険労務士が相談に応じます。
【時間】 ①10:00～11:00 ②11:00～12:00
③13:00～14:00 ④14:00～15:00
⑤15:00～16:00 ⑥16:00～17:00

【主催】 軽米町商工会

〈お申し込みは商工会へ〉 軽米町大字軽米4-47 TEL:46-2711 / FAX:46-3459

(FAXの際は切らずに送信ください。)

《6月26日 個別相談会 参加申込書》

事業所名		TEL	
フリガナ		相談希望時間(上記時間帯の番号をご記入ください)	
相談者名		第1希望	第2希望

本申込書で得た個人情報は、相談会以外での目的で使用することはありません。